

○青少年保護育成のための環境浄化に関する条例及び同施行規則の運用について

〔 令和 6 年 3 月 1 8 日 〕
〔 例規甲（少サ）第 1 1 4 号 〕

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例及び同施行規則の運用について
第 1 運用及び解釈

1 図書類の定義（条例第 4 条第 1 項）

録画テープ、ビデオディスク、録音テープ、フロッピーディスク及びシーディーロムその他電磁的方法による記録に係る記録媒体も規制の対象となる。

2 条例による指定及び措置命令に関する認定基準（条例第 5 条第 3 項、第 5 条の 3 第 2 項及び第 7 条第 1 項）

(1) 有害図書類の指定及び有害広告物の措置命令に関する基準（条例第 5 条第 3 項）

ア 著しく性的感情を刺激するもの

(ア) 男女の肉体の全部又は一部を露骨に表現描写し、著しく性的羞恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるもの

(イ) 性行為又はわいせつな行為を露骨に表現描写し、又は容易に連想させるもの

(ウ) 性行為に至るまでの方法、過程、所作又は感情を過度に表現描写しているもの

(エ) せりふ、説明、口上又は音楽等が著しく卑わい又はせん情的な感じを与えるもの

(オ) その他表現描写が、(ア) から (エ) までと同程度に性的感情を刺激するもの

イ 甚だしく粗暴性を助長するもの

(ア) 法律や社会道徳に判ずる暴力を容認し、かつ、賛美するような表現描写をしているもの

(イ) 残忍若しくは陰惨な殺人、傷害、暴行、処刑等の場面又は拷問、私刑、虐待等による肉体的精神的苦痛を刺激的に表現若しくは描写しているもの

- (ウ) 殺人、傷害、暴行等の準備又は実行行為の手段若しくは経過を詳細かつ刺激的に表現描写しているもの
 - (エ) その表現描写が、(ア) から (ウ) までと同程度に粗暴性を助長するもの
- (2) 有害刃物類及び有害がん具類の指定に関する基準（条例第5条の3第2項）
- ア 形状、構造又は機能が人体に危害を及ぼすおそれのあるがん具類
 - (ア) 刃物で刃渡り又は鋭利性において容易に身体に危害を及ぼすおそれのあるもの
 - (イ) その他の刃物類で、形状、構造又は機能が身体に危害を及ぼすおそれのあるもの
 - イ 形状、構造又は機能が人体に危害を及ぼすおそれのあるがん具類
 - (ア) 鉄砲を形どったもの、飛び道具又は投げることを目的としたもので、身体に危害を及ぼすおそれのあるもの
 - (イ) がん具煙火で、身体に危害を及ぼすおそれのあるもの
 - (ウ) その他のがん具類で、身体に危害を及ぼすおそれのあるもの
- (3) 形状、構造又は機能が著しく青少年の性的感情を刺激するおそれのあるがん具類（条例第5条の3第2項）
- ア 形状、構造、機能又はデザイン等が男女の肉体の全部又は一部を露骨に表現し、若しくは容易に連想させ、著しく卑わいな感じを与えるもの
 - イ 形状、構造、機能又はデザイン等が性行為を容易に連想させ、著しく卑わいな感じを与えるもの
 - ウ その他形状、構造又は機能がア又はイと同程度に青少年の性的感情を刺激するおそれのあるもの
- 3 図書類の包括指定制度（条例第5条第6項）
- 次に掲げるものは、有害程度が一定基準以上であれば、知事が指定しなくても有害図書類となる。
- ア 1冊の書籍又は雑誌の中に、卑わいな姿態等を撮影した写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページの数か20ページ以上であるもの又はページの総数の5分の1以上を占めるもの
 - イ 録画テープ等であって、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの

描写の時間が合わせて3分を超えるもの

ウ 規則で定めるものとは、次のいずれかに該当するもの（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）をいう。

（ア） 全裸、半裸又はこれに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

- a 大たい部を開いた姿態
- b 陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
- c 自慰の姿態
- d 排せつの姿態
- e 愛ぶの姿態
- f 緊縛の姿態

（イ） 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- a 性交又はこれを連想させる行為
- b 不同意性交等その他の陵辱行為
- c 同性間の行為
- d 変態性欲に基づく行為

エ 測定方法は、次による。

（ア） 書籍、雑誌

- a 表紙、目次、記事、宣伝等の全てを数える。
- b 写真や絵が、ページの一部に掲載されている場合は、1ページとして数える。また、見開き部分は2ページとして数える。

（イ） ビデオテープ、ビデオディスク、シーディーロム等

- a 全体の録画時間は、タイトル文字や場面のいずれかでも映像が再生された時から終了するまでの時間をいう。また、通常で再生した時間を測定する。
- b 有害な場面の認定は、該当する場面が開始された時から終了するまでを測定し行う。

オ 有害図書類を青少年に販売又は貸し出すこと及び自動販売機に収納することが禁止される。違反した場合は、30万円以下の罰金に処せられる。

カ 包括指定により有害図書類とされるものは、県公報に登載して告示し、関係機

関や図書類の販売又は貸付けを業とする者（以下「業者等」という。）に通知しないこととされている。

また、有害図書類に当たるかどうかは、業者等が判断し、自動販売機に収納することになっている。

キ 包括指定により有害図書類に該当しない場合であっても、従来どおり児童福祉審議会で審査して知事に答申して個別に指定する場合もある。ただし、この場合は、県公報に登載して告示し、関係機関及び業者等に文書で通知することになっている。

4 有害図書類の陳列の制限（条例第5条の2）

(1) 業者等は、有害図書類を陳列するときは、他の図書類と区分し、屋内の容易に監視することができる場所に置くとともに、青少年の購入又は借受けの禁止の表示をしなければならない。

(2) 知事は、(1)に違反している者に対し陳列方法の改善等の勧告及び勧告に従うべきことの命令をすることができる。命令に従わなかった場合は、30万円以下の罰金に処せられる。

ア 本条は、有害図書類の陳列場所を制限するものであり、有害図書類に限らず、青少年にとって好ましくないと思われる図書類についても、営業主の判断で、上記の陳列場所にまとめておくことが望ましい。

イ 屋内とは、店舗の内部、すなわちシャッター、雨戸等によって締め切られている内部のことであり、軒下は含まない。

ウ 容易に監視することができるとは、店主、従業員等が常時配置されている場所等から目が届く状態をいう。

エ 青少年の購入又は借受けの禁止の表示は、様式の定めがないため、様式は営業主の判断で決めて表示すれば足りる。

（例） 成人向けコーナー 18歳未満の方の購入、借受けをお断りします。

(3) 図書類の対面販売業者が、有害図書類の陳列について、屋内の容易に監視することができる一定の場所に陳列するとともに、見やすい箇所に青少年の購入等を禁止する旨の表示をするよう知事から勧告されたが、勧告に従わない場合、立入調査員は陳列及び表示をするよう口頭で指導するとともに、青少年保護育成のための環境浄化に関する条例に基づく立入調査報告書(別記様式)により条例所管所属へ

報告することとし、条例所管所属では事実関係を調査して文書で陳列場所の変更及び陳列方法の改善を命じ、これに従わない場合は県警察へ告発することとなる。警察は、知事から告発を受けて事件着手することとなる。

5 がん具類の包括指定制度（条例第5条の3第4項）

専ら性交等の用に供するがん具類であって規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、知事の指定がない場合であっても、有害がん具とする。

ア 規則で定める形状、構造又は機能を有するがん具類とは、次のいずれかに該当するものをいう。

（ア） 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有するものであること。

例えば、模造性器や自慰等に用いられる人形で、全体的にみて、男女の性器に似ているもののほか、人形等で一部が性器に似た形状をしているものも含む。

（イ） 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内臓又は装着可能な構造を有するものであること（いわゆるバイブレーターのことで、電動式振動機がついていなくても、つけられる構造になっていれば対象になる。性器に似ているかどうかは問わない。）。

なお、健康器具としてのバイブレーターは対象としない。

イ 有害がん具類を青少年に販売又は貸し出すことや自動販売機に収納することは禁止される。違反した場合は、30万円以下の罰金に処せられる。

ウ 包括指定により有害がん具類とされるものは、県公報に登載して告示したり、関係機関や営業者に通知はしないが、有害がん具類に当たるかどうかは、営業者が判断することになる。

エ 包括指定により有害がん具類に該当しない場合であっても、個別に児童福祉審議会で審査し、知事に答申して指定する場合もある。ただし、この場合は、県公報に登載して告示し、関係機関及び営業者に文書で通知することになっている。

6 有害図書類又は有害がん具類の収納の禁止等（条例第5条の4）

(1) 自動貸出機についても、有害図書類又は有害がん具類の収納を禁止する。違反した場合は、30万円以下の罰金に処せられる。

(2) 有害がん具類等の自動販売機等への収納を禁止する。違反した場合は、30万円以下の罰金に処せられる。

- (3) 立入調査の際、自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類（包括指定されたもの又は個別指定されたもの）が収納されていた場合は、自動販売機等の管理者に口頭で撤去を指導するとともに条例所管所属へ別記様式で報告し、条例所管所属では、事実関係を調査して電話又は文書で措置命令を自動販売業者に発するとともに、県警察に情報提供し、措置命令に従わない場合は告発することとなる。
- (4) 警察官が立入調査の際に、第5条の4第1項の有害図書類又は有害がん具類等が自動販売機等に収納されているのを現認した場合は、直罰規定があるので即検挙できるが、条例が行政法規である建前から、同条第3項の知事の措置命令を行った後に検挙の措置を講ずるのが妥当であると思慮される。
- (5) 図書类等が第5条第3項又は第5条の3第2項の規定により、有害指定された場合には、県公報により告示されるとともに、業者に対して告示の通知をし、1週間経過後も自動販売機に収納されている場合に検挙することになる。
- (6) 第5条の4第3項による自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類が収納されているのを警察官が現認した場合は、条例所管所属へ別記様式により報告し、条例所管所属で、事実調査を行い、販売業者に文書で撤去措置命令をした後、従わない場合は、県警察に告発する。警察は、知事から告発を受けて事件着手することとなる。

7 自動販売機等管理者の設置（条例第5条の5）

自動販売業者は、図書類又は刃物類若しくはがん具類の自動販売機等ごとに、管理者を置かなければならない。

ア 自動販売機等管理者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(ア) 未成年者でないこと。

(イ) 精神の機能の障害により自動販売機等の管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。

(ウ) 自動販売機等の設置場所と同一の市町村の区域内に住所を有していること。

(エ) 有害図書類又は有害がん具類等を、その管理する自動販売機等から撤去する権限を有し、かつ、直ちに撤去できること。

イ 「自動販売機ごとに」とは、1台ごとにという意味であり、同一の場所に複数の自動販売機等を設置する場合も、個々の自動販売機等について自動販売機等管

理者が必要である。

なお、直ちに撤去の措置が講じられれば、同一の管理者が複数の自動販売機等について自動販売機等管理者になっても差し支えない。

8 自動販売機等の設置の届出等（条例第5条の6）

- (1) 自動販売業者は、図書類又は刃物類若しくはがん具類の自動販売機等ごとに、所定の事項を知事に届け出なければならない。届け出なかった場合は、10万円以下の罰金又は科料に処せられる。

ア 自動販売業者は、新たに図書類又は刃物類若しくはがん具類の自動販売機等を設置使用する場合はあらかじめ、設置場所を管轄する県地域振興局を経由して自動販売機等設置届出書（3部、添付書類は1部、変更又は廃止の場合も部数は同じ。）を知事に届け出なければならない。

なお、あらかじめとは、設置する前にという意味であり、設置後の届出は違反となる。

イ 既に設置してある自動販売機等を、他の場所に移転するような場合は、元の場所における廃止届と新たな設置場所における設置届が必要になる。同一場所で、自動販売機等を入れ替える場合も廃止届と設置届が必要である。また、届出時の販売物を変更する場合は、変更届が必要である。

（例） 図書類の販売の届出をしている営業者が、がん具類の販売に切り替える場合等

- (2) 自動販売業者は、その氏名又は名称等を(1)の届出に係る自動販売機等の見やすい箇所に表示しなければならない。違反した場合は、10万円以下の罰金又は科料に処せられる。

ア 表示しなければならない事項とは、次のとおりである。

（ア） 自動販売業者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）

（イ） 自動販売機等の設置場所

（ウ） 自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号

- (3) 立入調査員が立入りの際、無届け又は虚偽の届出であることを現認した場合は、条例所管所属へ別記様式で報告し、条例所管所属では、事実確認して自動販売業者へ電話又は文書で指導し、従わない場合は、県警察へ告発する。警察は、知事

から告発を受けて無届け又は虚偽の届出の自動販売機を現認した場合は、事件着手することとなる。

- (4) 立入調査員が立入りの際、自動販売機等への表示がなく、又は虚偽の表示を現認した場合は、条例所管所属へ別記様式で報告し、条例所管所属で事実調査の上、電話又は文書で自動販売業者に指導し、従わない場合には県警察に告発する。警察は、知事から告発を受けて自動販売機等に無表示又は虚偽の表示を現認した場合は、検挙に着手することとなる。

9 自動販売機等への図書類等の収納の自主規制（条例第5条の7）

自動販売業者は、学校等の敷地の周囲200メートル以内の区域では、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書類又は青少年の性的感情を刺激し、又は人体に危害を及ぼすおそれがある刃物類若しくはがん具類を自動販売機等に収納しないよう努めなければならない。

10 立入調査員（条例第14条の2）

- (1) 県民の環境浄化活動を支援し、条例の趣旨の徹底を図るため、立入調査等を行う者の範囲は知事が指定する者となっている。

ア 知事が指定することができる者とは、青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則（昭和53年山梨県規則第8号）第17条に掲げる者とする。

- (2) 立入調査員が立入りの際、立入調査を拒み、忌避し、妨げ、資料の提出を拒み、又は質問に対して虚偽の陳述をした場合は、条例所管所属へ別記様式で報告し、条例所管所属で再調査する際に拒み、又は忌避すれば、県警察に告発する。警察官の立入調査に際し、拒み、忌避し、妨げ、資料の提出を拒み、又は質問に対して虚偽の陳述をした場合は、検挙に着手することとなる。

(3) 立入調査要領

立入調査については、別添の青少年保護育成のための環境浄化に関する条例に基づく立入調査要領のとおり実施することとする。

11 留意事項

わいせつ行為については、刑法（明治40年法律第45号）第176条（不同意わいせつ罪）より狭義に解釈し、性交類似行為等とし、その運用については、事案によって異なることから生活安全部人身安全・少年課と協議して運用すること。

また、18歳未満の者に対する公然わいせつ事件にあつては、刑法第174条（公

然わいせつ)の罰則よりも条例の罰則の方が重いので生活安全部人身安全・少年課と協議すること。

別添

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例に基づく立入調査要領

第1 目的

この要領は、条例第14条の2の規定により知事が指定する者(以下「立入調査員」という。)の行う立入調査の適切かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 立入調査の要領

立入調査員は、その調査に当たって次の要領により行うものとする。

1 一般的留意事項

- (1) この立入調査は、日本国憲法に定められた営業の自由、その他国民の権利に関する事項と密接な関係があるので濫用又は行き過ぎのないよう十分留意すること。
- (2) 立入調査に際しては、服装、言語、態度等に十分注意して相手に不信、不快の念を抱かせることのないようにすること。
- (3) 立入調査の機会に条例の趣旨を説明し、関係者の理解と協力を求めるように努めること。
- (4) この立入調査は、行政事務上の要請に基づいて行うものであって、犯罪捜査のために行うものと解してはならないこと。
- (5) 立入調査の実施に当たっては、関係者に身分証明書を提示し、来意を告げること。
- (6) 営業所内において行う調査質問は営業時間内において行い、営業妨害等の印象を与えないように注意すること。
- (7) 興行場等を立入調査する場合には、いたずらに長時間とどまり、娯楽ないし鑑賞と解されることのないように注意すること。

2 立入調査事項

調査事項は、おおむね次のとおりとする。

(1) 興行を行う場所における調査事項

ア 主催者及び従業員が、青少年に有害な興行であることを認識しているか。

イ 青少年に有害な興行を行う場合に、青少年の入場を禁ずる旨の掲示が適切に行われているか。

ウ 青少年に有害な興行を行う場合に、入場券売場及び入場口において年齢の確認がなされ、青少年を入場させないように努めているか。

エ 青少年に有害な興行を、青少年が入場閲覧していないか。

(2) 図書類の販売又は貸付けをする場所（自動販売機等による販売場所を除く。）

における調査事項

ア 販売者及び従業員が、有害図書類であることを認識しているか。

イ 青少年に対して有害図書類を販売し、又は貸し付けていないか。

ウ 有害図書類の陳列方法、場所等（成人コーナーの設置等）について、条例で定めたとおり適切に配慮されているか。

エ 青少年の購入又は借受けを禁止する旨の表示がされているか。

オ 青少年が有害図書類の購入又は貸付けを申し出た場合に、当該青少年に対して販売又は貸付けの拒否が行われているか。

カ 店頭有害図書類が陳列されていないか。

(3) 刃物類及びがん具類を販売する場所（自動販売機等による販売場所を除く。）

における調査事項

ア 営業者及び従業員が、有害がん具類等であることを認識しているか。

イ 青少年に対して有害がん具類等を販売していないか。

ウ 青少年が有害がん具類等の購入を申し出た場合に、当該青少年に対して販売の拒否が行われているか。

(4) 図書類又は刃物類若しくはがん具類を販売し、又は貸し付ける自動販売機等

の設置場所における調査事項

ア 自動販売業者及び従業員、自動販売機等管理者並びに設置場所提供者が、条例の趣旨をどの程度理解しているか。

イ 自動販売機等の届出等がされているか。

ウ 条例で定めたとおり、自動販売機等の見やすい箇所に所定の表示が明確にされているか。

エ 自動販売機等の中に有害図書類又は有害がん具類等が収納されていないか。

オ 自動販売業者及び従業員、自動販売機等管理者並びに設置場所提供者が、有害

図書類又は有害がん具類等であることを認識しているか。

カ 措置を命ぜられた有害図書類又は有害がん具類等について、措置命令のとおり必要な措置が講じられているか。

(5) 広告物を掲示する場所における調査事項

ア 広告主及び管理者が、青少年に有害な広告物として知事から受けた必要な措置の内容を認識しているか。

イ 広告主及び管理者が、知事から必要な措置を命じられた有害広告物について、必要な措置が講じられているか。

(6) 質屋及び古物商についての調査事項

ア 営業者及び従業者が、条例の趣旨をどの程度理解しているか。

イ 青少年と取引を行っていないか。

ウ 青少年と取引を行っている場合は、当該青少年の保護者の委託又は同意を得ていることを確認しているか。

第3 調査の区域

立入調査員が行う調査の区域は、原則として、当該立入調査員の所属する機関の管轄区域とする。

第4 報告

立入調査員が立入調査を行ったときは、速やかに別記様式により所属長を経由して知事に報告すること。

様式略